

シニアネットワーク東北 会則

2008年12月 9日制定

2009年 6月 5日改定

2010年 6月 1日改定

2012年 6月 4日改定

2021年 6月 17日改定

(目的)

第1条 シニアネットワーク東北（略称S NW東北）は、シニアネットワーク連絡会（原子力学会内組織）と水平的関係にある独立した組織（任意団体）とし、わが国のエネルギー・環境問題と原子力の役割について、真の理解を得ることに資することを目的とする。

(S NW東北会員)

第2条 S NW東北に登録した会員および東北在住のシニアネットワーク連絡会会員で構成する。

第3条 入会は会員の推薦によるものとし、入会希望者は所定の事項を記入した入会申込書（別紙シニアネットワーク東北入会フォーマット）を幹事会に提出し、承認を得る。

(運営)

第4条 S NW東北には、会員の互選により、代表幹事、若干名の幹事および監事2名を置く。代表幹事は必要に応じ、副代表幹事および幹事長を置くことができる。代表幹事、幹事および監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条 S NW東北の設立の趣旨に沿い、会員からは会費を徴収しない。

第6条 会員相互の連絡等はインターネット上で行う。
なお、シニアネットワーク連絡会からの情報・連絡はS NW東北の幹事から会員に随時、転送される。

第7条 S NW東北には事務所（所在地）を置かない。

(総会)

第8条 原則として総会を年1回開催し、S NW東北の活動、運営等重要事項について審議する。また、総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席により成立する。（ウェブ開催に代える場合がある。）

(活動)

第9条 S NW東北は以下の活動を行う。また、これらの活動は東北エネルギー懇談会およびシニアネットワーク連絡会と緊密に連携を図りながら、ボランティア活動として進める。

- (1) 東北地域における「学生とシニアとの対話」など世代を超えた 対話活動
- (2) 企業における社員・従業員などのモチベーション向上に資する対話活動

(3) 会員の増強並びに啓蒙活動

(4) シニアネットワーク連絡会の運営会議、対話活動、勉強会などへの参加

(退会)

第10条 シニアネットワーク東北からの退会は、会員の申し出があった場合または会員の死亡の通知等があった場合とし、幹事会で確認する。

なお、通常総会への出欠の連絡が無いなど、2年間あたり会の活動への関与が見られない場合は、自動的に退会と見なす。

(会則の変更など)

第11条 会則の変更その他幹事会が認める重要案件は、委任状を含む出席会員の過半数の議決をもって定める。